# 2024(令和6)年度公表

# 伊賀市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、伊賀市の人事行政の運営等の状況について公表します。

# 目次

1	任免等に関する状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	人事評価の状況・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
3	給与及び職員数の	状泡	兄	•	•	•	•	•	•	•	•	5
4	勤務時間その他の	勤	答	条作	'牛(	か	伏	况	•	•	•	21
5	職員の休業に関す	るキ	犬衫	兄	•	•	•	•	•	•	•	25
6	分限処分及び懲戒	処分	分(	か	伏礼	兄	•	•	•	•	•	26
7	服務の状況・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
8	退職管理の状況・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
9	研修の状況・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
10	福祉及び利益の保	護(	か	伏衫	兄	•	•	•	•	•	•	33
11	公平委員会の業務	の丬	犬衫	兄	•	•	•	•	•	•	•	34

伊 賀 市

### 1 任免等に関する状況

#### (1) 新規採用者数

職員の採用は、行政需要の動向や退職者数などを考慮して行っています。2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日までに実施した職員採用試験および選考の結果による新規採用者数の状況は次のとおりです。

### ① 競争試験

(単位:人)

職種	採用者数
事務職	16 (9)
技術職	1 (0)
保健師	3 (3)
社会福祉士	1 (1)
保育士	1 (1)
消防職	4 (0)
救急救命士	1 (0)
合 計	27 (14)

※ ( ) はうち女性

#### ② 選考

(単位:人)

職種	採用者数
医師	5 (0)
薬剤師	1 (1)
看護師	12 (11)
診療放射線技師	1 (1)
介護福祉士	4 (3)
事務職	3 (1)
事務職(任期付)	6 (2)
技術職	1 (0)
保健師 (任期付)	1 (1)
保育士	2 (2)
保育士 (任期付)	6 (6)
合 計	42 (28)

#### (2) 再任用の状況

条例に基づき再任用制度を実施しています。

2024(令和6)年4月1日現在の職員の再任用の状況は次のとおりです。

#### ①暫定再任用職員

(単位:人)

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務	合 計
市長部局等	12	14	26
消防部局	0	2	2
上下水道部局	0	1	1
教育委員会	13	2	15
合 計	25	19	44

※市長部局等・・・市長部局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局のこと(以下同様)

#### ②定年前再任用短時間勤務職員

市長部局等	8
消防部局	1
上下水道部局	0
教育委員会	0
合 計	9

#### (3) 退職者の状況

2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日までの退職者数は次のとおりです。

(単位:人)

				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
区 分	定年退職	勧奨退職	普通退職ほか	合 計
市長部局等	0	8	52	60
消防部局	0	0	2	2
上下水道部局	0	1	1	2
教育委員会	0	2	4	6
合 計	0	11	59	70

<sup>※</sup>消防吏員及び県教育委員会からの出向職員を除いては、2019(平成 31)年3月 31 日から退職時に各部局への 出向を解除し、市長部局で退職の発令をしている。

#### (4) 障がい者の任用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に則り、障がい者がその能力に適合した職業に就く機会を保障するとともに、市内企業等に対する指導的役割を果たす必要があることを考慮し、伊賀市では障がい者を別枠で採用するよう努めています。

パートタイム会計年度任用職員を含む、2024(令和6)年6月1日現在の障がい者の任用総数は次のとおりです。

市長部局等の不足数2人については、随時募集を行うなど、積極的に採用活動を実施し、法定 雇用率を達成できるよう努めていきます。

区分	市長部局等	教育委員会	上下水道部局
障がい者雇用者数(人)	23	2	1
法定雇用障がい者数(人)	25	2	1
不 足 数 (人)	2	0	0

<sup>※</sup>法定雇用率は2.8%

<sup>※</sup>再任用職員は除く。

<sup>※</sup>当該年度は定年引上げ制度に伴う経過措置期間中のため、定年退職はありません。

#### (5) 女性職員の登用状況

男女共同参画の観点から、女性職員の積極的登用を図っています。 2024(令和6)年4月1日現在の女性職員の登用状況については次のとおりです。

(単位:人)

	左左 IH H內			女性管理職の内訳		
区分	管理職	5 + 1.ht	女性の割合 部長級(次長・		課長級 (室長・副	
	総数	うら女性 	うち女性 (%) 監・参事を	監・参事を含む)	参事を含む)	
市長部局等	130	52	40.0	4	48	
消防部局	36	0	0	_	_	
上下水道部局	5	0	0	_	_	
教育委員会	14	4	28.6	1	3	
合 計	185	56	30. 3	5	51	

※医師を除く

#### (6) 昇任試験の状況

2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日までに実施した昇任試験の実施状況は次のとおりです。

#### ①行政職

試験の種類	受験者数 (人)	昇任者数(人)
係長級昇任試験	19	15
主幹級昇任試験	47	21

#### ②消防職

試験の種類	受験者数 (人)	昇任者数 (人)
消防士長昇任試験	8	6
消防司令補昇任試験	10	6
消防司令昇任試験	10	5
消防司令長試験	5	1

### (7) フルタイム会計年度任用職員の任用状況

2024(令和6)年4月1日現在のフルタイム会計年度任用職員の任用状況は次のとおりです。

区 分	フルタイム会計年度任用職員
市長部局等	0
消防部局	0
上下水道部局	0
教育委員会	0
合 計	0

#### 2 人事評価の状況

#### (1) 人事評価の概要

地方公務員法の改正により、2016(平成28)年度から全職種を対象とした人事評価を実施しています。

人事評価制度では、上司との面談を通じて評価結果を本人に還元することで能力の現状認識を促し、個々の能力に応じた人材育成を図っています。また、目標管理制度を活用することによって、目標達成に向けたプロセスでのOJT<sup>1</sup>を促し、継続的で計画的な人材育成を図っています。

今後も、人事評価制度を効果的かつ適切に運用し、職員のチャレンジ精神を高揚させ、改革、改善する習慣の定着化を推進します。

#### (2) 人事評価の実施状況

2023(令和5)年度の実施状況は次のとおりです。

#### 1. 評価期間

2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日まで

#### 2. 評価対象

・行政職の職員 副参事以上 130名 主幹級以下 508名

・保育士及び幼稚園教諭 108名

医療職の職員 247 名

・消防職の職員 167名

技能職の職員 59 名 計 1,219 名

#### (3) 人事評価の活用

人事評価結果からその職員に応じた人材育成を行うほか、再任用職員を除く行政職については、 2023 (令和5) 年度の評価結果を 2024 (令和6) 年6月期の勤勉手当に反映させています。

### 評価区分の人員分布及び成績率

【管理職】	A:最上位	B:上位	C:標準	D:下位
人員分布	約 10%	約 30%	約 60%	*
成 績 率	106%	102%	98%	94%

※基準点以下の評価項目が一定数以上の者が対象

【一般職】	S:最上位	A:上位	B:標準	C : 下位	D:最下位
人員分布	*	約 20%	約 40%	約 40%	*
成績率	107%	103%	100%	98%	94%

※基準点以上(以下)の評価項目が一定数以上の者が対象

職員の実践的な能力を高めることを目的に、職場において、上司、先輩職員等(OJTを行う側)が部下、後輩職員等(OJTを受ける側)に対して、日常業務を通じて実務に必要な知識・技能、公務員としての視点、態度、行動基準などについて、意図的・計画的・継続的に指導育成を行う全ての活動のこと

¹ On the Job Training の略

#### 3 給与及び職員数の状況

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

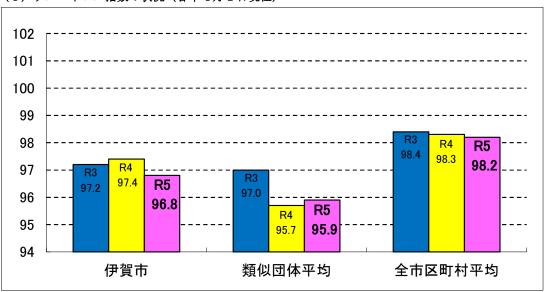
E /	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収	支人	件 費	人件	費率	(参考)
区分	(R5年度末)	A			В		В/А	R4年度の人件費率
R5年度	人	千円	千	円	千円		%	%
N3千度	85, 340	48, 291, 781	△ 68,5	56	9, 417, 285		19. 5	19.9

#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数	給			与	費	一人当たり
区 刀	A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
R5年度	人		千円	千円	千円	千円	千円
KO平及	929	3, 486	, 165	823, 519	1, 466, 146	5, 775, 830	6, 218

職員手当には退職手当を含まない 職員数は、2023(令和5)年4月1日現在の人数

#### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの

#### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (2024(令和6)年4月1日現在)

#### ①一般行政職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額			
45.4 歳	336,900 円	430, 200 円			

#### ②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
全体	53.0 歳	80 人	285, 403 円	336,045 円
うち清掃職員	56.0 歳	12 人	327, 566 円	373,819 円
うち給食調理員	60.4 歳	16 人	271,043 円	286,713 円
うち用務員	60.5 歳	11 人	264, 572 円	310, 164 円
うちその他	47.3 歳	41 人	284, 256 円	351,184 円

#### ③教育職(幼稚園教諭)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額			
50.0 歳	410,904 円	435,031 円			

(注) 1

#### (2)職員の初任給の状況 (2024(令和6)年4月1日現在)

区	分	伊 賀 市
一般行政職	大 学 卒	196, 200 円
	高 校 卒	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	166,600 円
	中 学 卒	157,700 円

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (2024(令和6)年4月1日現在)

١	<u> ろり 戦り</u>	₹ <i>V</i>	/ 胜	夾士	· <b>女</b> 人	<u> 17 字座列平均和科力</u>	1 彼り八人 <u>ル (2024</u> (市州の	<u>/午4月1日先任/</u>	
	区	分		分 紹		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
	一般行政	職	大	学	卒	268, 173 円	305, 245 円	348, 291 円	
			高	校	卒	233,520 円	259,750 円	327, 545 円	

<sup>「</sup>平均給料月額」とは、2024(令和6)年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされて いるもの

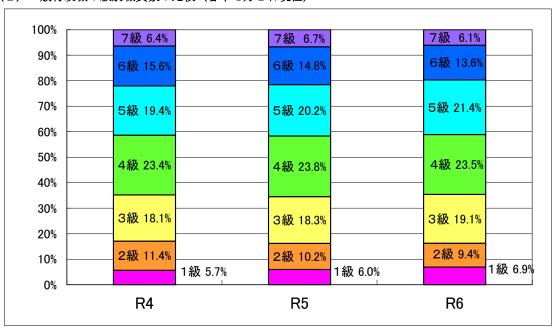
#### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況 (2024(令和6)年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級		定期的・一般的な業務を行う職員の職務	人	%
	1,54	7273.10	36	6. 9
2	級	特に困難な業務を行う職員の職務	人	%
	112	1771に四元は未初で11ノ4版員が概分	49	9. 4
3 級		主任の職務	人	%
3	ЛУХ	上はの4枚4分	100	19. 1
4	級	係長、主査の職務	人	%
4	79X		123	23. 5
5	級		人	%
Э	形父	主幹及び施設等の長の職務	112	21. 4
G	∜π.	課長、困難な業務を処理する施設等の長及び	人	%
0		副参事の職務	71	13. 6
	(cri	参与、部長、次長、特定の部門又は事業を統	人	%
7		括する監及び参事の職務	32	6. 1

- (注) 1 伊賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

#### (2) 一般行政職の級別職員数の比較(各年4月1日現在)



## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当(2024(令和6)年4月1日現在)

伊	賀	市				
1人当たり平均支給額	(R5年度)					
	1,605	千円				
(R5年度支給割合)						
期末手当	勤勉手	当				
2.45 月分	2.05	月分				
( 1.375 ) 月分	( 0.975	)月分				
(加算措置の状況)						
職制上の段階、職務の級等による加算措置						
役職加算 5~15%						

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合

#### (2) 退職手当 (2024(令和6)年4月1日現在)

伊	拿	2		市		
(支給率)	自己都合		勧奨・定	年		
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分		
勤続25年	28.0395	月分	33. 27075	月分		
勤続35年	39. 7575	月分	47.709	月分		
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分		
その他の加算措置	定年前早期退	職特例	措置			
	(2%~20%)	加算)				
(退職時特別昇給	4	無し		)		
1人当たり平均支給額	質 定年	定年・勧奨等		千円		
自己都合 1,784 千円						

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2023(令和5)年度に退職した職員に支給された平均額

### (3) 地域手当(2024(令和6)年4月1日現在)

支給実統			112, 298	千円	]		
支給職員1人当たり			122	千円	]		
支給対象地域	支給対象地域 支給率 支給対象職						率)
伊賀市	3 %	ę	907	人		3	%
津市 (派遣先)	6 %		4	人		6	%
東京都 (派遣先)	20 %		2	人		20	%

### (4) 特殊勤務手当 (2024(令和6)年4月1日現在)

4) 特殊勤務手当(2	2024(守和 6 )3	午4月1日現住)	05.0	)	
支給実績 (R5年度決算)		and the following	25, 8		
支給職員1人当たり平均				126 千円	
職員全体に占める手当支	給職員の割合(R	5年度)	22.	. 06 %	
手当の種類(手当数)			主な支給対象業務	11 種類	
手当の名称	主な対象職員		支給単価		
市税事務従事手当	一般行政職	市税の滞納整理事務	(庁外勤務)	250円/日	
11700 F 137 NC F 1 3	712   1 22 1 1 24	市税の滞納による強	制執行の事務 (庁外勤務)	500円/日	
		生活保護法等に関す	る訪問調査等の事務(庁外勤務)	200円/目	
社会福祉事務従事手当	一般行政職	介護保険法に関する	訪問調査等事務(庁外勤務)	100円/件	
		障害者自立支援法に	関する訪問調査等事務 (庁外勤務)	150円/件	
行旅病人・死亡人取扱手	一般行政職	行旅病人の取扱い		1,500円/回	
当	一放打攻車	行旅死亡人の取扱い	4,500円/回		
		感染症患者等救護又	500円/日		
	一般行政職	病原体を有する家畜	等の防疫又は処理作業	500円/目	
防疫作業等従事手当		感染症の予防及び感 第6条第2項から第 規定する感染症等に	4,000円以内/日		
		ごみの収集作業又は	1,150円/目		
清掃業務従事手当	技能労務職員	し尿の収集作業又は	1,150円/目		
		浄化センターの各槽	950円/回		
1) the BB 15 34 25 15 10 10 th	14 AK N/ 76 m/h D	公害防止のための現:	公害防止のための現地調査又は取締り		
公害関係業務等従事手当	技能另務職員	不法投棄廃棄物の回	500円/目		
		消防吏員で日勤の者		150円/目	
消防業務手当	消防吏員	消防吏員のうち交代	制勤務の者	250円/目	
		上記のうち救急救命	士の資格を有する者	350円/目	
夜間特殊作業手当	消防吏員	深夜帯に行われる消	防業務に2時間以上従事	300円/回	
		水・火災及び救助現	場での消防活動	400円/回	
出動手当	消防吏員	救急現場での救急業	300円/回		
		救急救命士が、現場	500円/回		
死後処理手当	一般行政職	社会福祉事務所、診	療所等での死後処理	1,200円/回	
救急救命士確保手当	消防吏員	救急救命士が、月に	月額 5,000円~		
				14,000円	

### (5) 時間外勤務手当

支	給	実	績	(	R5	年	度	決	算	)	310, 037	千円
職員	1	人当	たり	平均	支 給	年 額	( R5	年度	決算	草 )	441	千円
支	給	実	績	(	R4	年	度	決	算	)	304, 184	千円
職員	1	人当	たり	平均	支 給	年額	( R4	年度	決争	草 )	425	千円

# (6) その他の手当 (2024(令和6)年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等(子以外) 6,500円	同	-	103,624 千円	250 千円
住居手当	借家・借間を借り受け、 月額16,000円を超える家 賃を支払っている職員に 支給 限度額28,000円	同	-	35, 167 千円	276 千円
通勤手当	交通機関(電車・バス 等)利用者 限度額55,000円以内 交通用具(自動車・バイ ク等)利用者 2,500円~29,800円	異	下表の とおり	76,961 千円	93 千円
管理職手当	役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	異	支給単価	104,703 千円	630 千円
管理職員特別 勤務手当	臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合のほか、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤労した場合、役職に応じ6,000円~12,000円(3時間未満の場合はこの額の50/100)	Д	支給単価	1,645 千円	15 千円
宿日直手当	4時間以上8時間未満 2,200円 8時間以上18時間未満 4,400円	異	支給単価	0 円	0 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務 時間中に勤務した全時間 に対して、勤務 1 時間当 たりの給与額に100分の 135を乗じて得た額	同	-	53, 229 千円	179 千円

#### ※通勤手当比較

市の制度		国の制度	
(1) 2km以上5km未満	2,500円	(1) 2km以上5km未満	2,000円
(2) 5km以上10km未満	5,000円	(2) 5km以上10km未満	4,200円
(3)10km以上15km未満	8,700円	(3)10km以上15km未満	7,100円
(4)15km以上20km未満	11,800円	(4)15km以上20km未満	10,000円
(5)20km以上25km未満	14,400円	(5)20km以上25km未満	12,900円
(6)25km以上30km未満	17,000円	(6)25km以上30km未満	15,800円
(7)30km以上35km未満	19,600円	(7)30km以上35km未満	18,700円
(8)35km以上40km未満	21,900円	(8)35km以上40km未満	21,600円
(9)40km以上45km未満	24,600円	(9)40km以上45km未満	24, 400円
(10)45km以上50km未満	27, 200円	(10)45km以上50km未満	26, 200円
(11)50km以上	29,800円	(11)50km以上55km未満	28,000円
		(12)55km以上60km未満	29,800円
		(13)60km以上	31,600円

#### 5 公営企業職員の状況

# (1)病院事業(ただし、地方公営企業法は一部適用)① 職員給与費の状況

決質

U Jr					
	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
区 分		実質収支		職員給与費比率	令和4年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
DE /T: 154	千円	千円	千円	%	%
R5年度	4, 992, 078	△ 40, 136	1, 892, 860	37. 9	38. 4

区分	職員数	給		与	費	一人当たり	
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
ns/rents	人	千円	千円	千円	千円	千円	
R5年度	277	976, 573	507, 862	408, 425	1, 892, 860	6, 833	

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (2024(令和6)年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	46.5 歳	485,742 円	1,306,314 円
看 護 師	39.7 歳	265, 906 円	378, 342 円
事務職員	49.1 歳	348, 088 円	485,035 円

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 (2024(令和6)年4月1日現在)

	ガルコ	<b>F</b> = '	到灯	22十二	(20	24(7	1 J.H	0)+4
	3	病	防	Ž.	事		業	
1,	人当たり	平均3	左給額	頁(R5年	F度)			
						1,	169	千円
(F	5年度支	給割台	<del>}</del> )					
		期末	ミ手当	i		勤兔	如手≧	当
		2.	45	月分		2.	05	月分
		( 1.3	375	)月分		( 0.9	975	) 月分
()	77算措置	の状況	兄)					
職制	制上の段	階、耶	哉務⊄	)級等に	こよる	加算	措置	
	役職加	算 5	~15	%				

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合

#### イ 退職手当(2024(令和6)年4月1日現在)

1 25-194 1 (2	1011 (  3		. , , , , ,	
	病 院	事	業	
(支給率)	自己都行	合	勧奨・定	年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28. 0395	月分	33. 27075	月分
勤続35年	39. 7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47. 709	月分	47.709	月分
その他の加算措置	定年前早期	退職特例	措置	
	$(2\% \sim 20\%$	6加算)		
(退職時特別昇給		無し		)
1人当たり平均支約	給額 :	1,096 千月	円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、2023(令和5)年度に退職した職員に支給された平均額

#### ウ 地域手当(2024(令和6)年4月1日現在)

支給実績	責(R5年度決算)		46,348 千円	
支給職員1人当たり	平均支給年額(R		173 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	員数	国の制度 (支給率)
7級地(伊賀市)	3 %	医師以外	249 人	3 %
医療職給料表を適用する者	16 %	医卸	i 19 人	3 %

<sup>(</sup>注) 1 職員手当には退職給与金を含まない2 職員数は、2024(令和6)年3月31日現在の人数

#### 工 特殊勤務手当 (2024(令和6)年4月1日現在)

	24(令和6)年4	1月1日現仕)		205				
支給実績(R5年度決算)	士孙左挥 /=====	(油 / 塩 )	260, 0					
支給職員1人当たり平均				979 千円				
職員全体に占める手当支	給職員の割合(RE	5年度)	100	0.0 %				
手当の種類(手当数)		T		17 種類				
手当の名称	主な対象職員		主な支給対象業務	支給単価				
病院勤務伝染病等接触手 当	上野総合市民 病院勤務職員	上野総合市民病院に	勤務し、患者に接触する者	450円/日				
放射線取扱手当	技師	エックス線その他のカ	放射線を人体に対して放射する作業	280円/日				
臨床検査従事手当	技師	病理検査の作業	<b>病理検査の作業</b>					
		深夜帯(全部)に行	う看護業務等に従事(月4回目以降)	13,000円/回				
		深夜帯(全部)に行	11,000円/回					
夜間看護手当	看護師	深夜帯に行う看護等の	の業務に従事(4時間以上)	9,000円/回				
		深夜帯に行う看護等の	の業務に従事(2時間以上4時間未満)	8,000円/回				
		深夜帯に行う看護等の	<b>架夜帯に行う看護等の業務に従事(2時間未満)</b>					
死後処理手当	看護師	上野総合市民病院で	の死後処理	1,200円/回				
解剖手当	技師	上野総合市民病院で	の死体の解剖	1,600円/件				
		勤務時間外に救急医療	療等の業務(6時間以上)	30,000円/回				
救急医療等業務手当	医師 (管理職)	勤務時間外に救急医療	療等の業務(3時間以上6時間未満)	12,000円/回				
		勤務時間外に救急医療	療等の業務(3時間未満)	8,000円/回				
救急外来患者等診療手当	医師	者に入院を指示した場		6,000円/人				
2000 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		救急当番日の宿直勤務時間内に救急外来患者等を診療(上 記以外の場合)						
	医師		え待機を命ぜられたとき(院内待機)	10,000円/回				
			え待機を命ぜられたとき(院外待機)	5,000円/回				
待機手当	その他の職員		え待機を命ぜられたとき	3,000円/回				
	訪問看護ステー ションに勤務す	から翌日の8時30分ま	備え待機を命ぜられたとき (17時30分:で) (情え待機を命ぜられたとき (8時30分	1,500円/回				
	る看護師	から翌日の8時30分ま		2,000円/回				
放射線読影手当	医師	患者の放射線画像を き	緊急の要により院外で読影診断したと	2,000円/回				
		医師業務に従事(医師	師の経験年数2年未満の者を除く)	給料の25%				
		医師の経験年数 3年	未満	100,000円/月				
医師確保手当	医師	医師の経験年数 3年	170,000円/月					
		医師の経験年数 7年	180,000円/月					
		医師の経験年数 104	年以上	150,000円/月				
研究手当	医師	医師業務に従事(医師	師の経験年数2年未満の者を除く)	100,000円/月				
		医師の経験年数 2年	未満	16,600円/月				
		医師の経験年数 2年	以上3年未満	56,000円/月				
		医師の経験年数 3年	以上7年未満	110,300円/月				
	医師	医師の経験年数 7年	以上10年未満	163,300円/月				
職務手当		医師の経験年数 10年	年以上	199, 200円/月				
184377 ] —		院長		350,000円/月				
		副院長		250,000円/月				
		職務の級 3級		10,000円/月				
	看護師	職務の級 4級		7,000円/月				
		職務の級 5級		5,000円/月				
看護師確保手当	看護師	看護師業務に従事(	職務年数により段階有り)	~50,000円/月				
防疫作業等従事手当	上野総合市民病院勤務職員	第6条第2項から第	染症の患者に対する医療に関する法律 4項まで及び第7項から第9項までに 対処する業務に従事したとき。	4,000円以内/日				
11. 校屋 松満 笠田 サイツ	医師	臨床研修医の指導管理	理業務に従事 (プログラム管理者)	30,000円/月				
研修医指導管理者手当	医師		理業務に従事 (指導担当者)	10,000円/月				
内視鏡業務手当	医師	(日本消化器内視鏡)		50,000円/月				
	— C.I.	内科以外の医師が月 (日本消化器内視鏡 <sup>4</sup>	2 日以上内視鏡業務医師業務に従事 学等の専門医)	20,000円/月				

#### 才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(	R5	年	度	決	算	)	68, 321	千円
職	員 1	人当	たり	平均	支 給	年額	( R5	年 度	決	算 )	268	千円
支	給	実	績	(	R4	年	度	決	算	)	66, 345	千円
職	員 1	人当	たり	平均	支 給	年 額	( R4	年 度	決	算)	274	千円

#### カ その他の手当 (2024(令和6)年4月1日現在)

チ 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等(子以外) 6,500円	同	-	28, 269 千円	274 千円
住居手当	借家・借間を借り受け、 月額16,000円を超える家 賃を支払っている職員に 支給 限度額28,000円	同	-	12,311 千円	303 千円
通勤手当	交通機関(電車・バス 等)利用者 限度額55,000円以内 交通用具(自動車・バイ ク等)利用者 2,500円~29,800円	同	-	27,992 千円	111 千円
管理職手当	役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	一部 異なる	院長 152,000円 副院長 122,000円	19, 956 千円	790 千円
管理職員特別 勤務手当	・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に 6時間以上勤務した場合 のほか、週休日等以外の 日の午前0時から午前5時 までの間であって正規の 勤務時間以外の時間に勤 務した場合、役職に応じ 6,000円~12,000円 (3時間未満の場合はこ の額の50/100)	一部異なる	院長 12,000円 副院長 10,000円	0 円	0 円
宿日直手当	・医師:35,000円 *ただし、救急輪番日 の当直については45,000円) ・看護師・技師:6,300円 *ただし、4時間未満 は半額	異	支給単価	14,891 千円	390 千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務 時間中に勤務した全時間 に対して、勤務1時間当 たりの給与額に100分の 135を乗じて得た額	同	-	13,603 千円	1,182 千円

# (2) 水道事業 ① 職員給与費の状況

決算

V \ )					
	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
区分		質収支		職員給与費比率	令和4年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
DE/T: #	千円	千円	千円	%	%
R5年度	2, 915, 196	160, 792	179, 391	6. 2	6.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費34,469千円を含まない

区分	職員数	給			与 費		一人当たり
	A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計	B 給与費 B/A
ns to the	人		千円	千円	千円	千	円
R5年度	31	126	5, 878	30, 495	57, 625	214, 998	8 6, 935

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (2024(令和6年)4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	44.7 歳	338, 957 円	435, 559 円

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 (2024(令和6)年4月1日現在)

<i></i>	期木于	当・男		(202	24(令和	6)年4		
	水		道	事	業			
1人	当たり平	均支給	額(R54	年度)				
					1,859	千円		
(R5	年度支給	割合)						
		期末手	当		勤勉手当			
		2.45	月分		2.05	月分		
	(	1.375	)月分	<b>†</b>	0.975	)月分		
(加)	算措置の	状況)						
職制	上の段階	、職務	の級等	こよる	加算措置	1		
	役職加算	5~1	5%					

<sup>(</sup>注) ()内は、再任用職員に係る支給割合

#### イ 退職手当(2024(令和6)年4月1日現在)

1 25.184 1 1 (5		. ,	1 1/1 1		
	水	道	事	業	
(支給率)	E	自己都合		勧奨・定	年
勤続20年	19	6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28	3. 0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	36	. 7575	月分	47.709	月分
最高限度額	4	17. 709	月分	47.709	月分
その他の加算措置	定年	前早期边	B職特例拍	昔置	
	(2%	°~20%	加算)		
(退職時特別昇給			無し		)
1人当たり平均支約	合額		0 千円		

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2023(令和5)年度に退職した職員に支給された平均額

#### ウ 地域手当 (2024(令和6)年4月1日現在)

支給実績	責(R5年度決算)		3,876 千円	
支給職員1人当たり	平均支給年額(R		125 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	員数	国の制度 (支給率)
7級地(伊賀市)	3 %		31 人	3 %

<sup>(</sup>注) 1 職員手当には退職給与金を含まない 2 職員数は、2024(令和6)年3月31日現在の人数

#### 工 特殊勤務手当 (2024(令和6)年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)		2,	508 千円	
支給職員1人当たり平均	支給年額(R5年度		84 千円	
職員全体に占める手当支	給職員の割合(R5	100	0.0 %	
手当の種類 (手当数)			3 種類	
手当の名称	主な対象職員		主な支給対象業務	支給単価
企業手当	企業職員			300円/日
現場手当	企業職員	現場作業	100円/日	
緊急作業手当	企業職員	呼出しに応じ緊急作	<b>業</b>	1,200円/日

#### 才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(	R5	年	度	決	算	)	11,198 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支 給	年額	( R5	年 度	決	算 )	431 千円
支	給	実	績	(	R4	年	度	決	算	)	10,763 千円
	46		/154	(	11-1	7	反	1	异	,	10,765 十円

#### カ その他の手当 (2024(令和6)年4月1日現在)

カ その他の手当	(2024(令和6)年4月	1 口况任/			
手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等(子以外) 6,500円	同	-	6,175 千円	247 千円
住居手当	借家・借間を借り受け、 月額16,000円を超える家 賃を支払っている職員に 支給 限度額28,000円	同	-	846 千円	282 千円
通勤手当	交通機関(電車・バス 等)利用者 限度額55,000円以内 交通用具(自動車・バイ ク等)利用者 2,500円~29,800円	。同	-	2,764 千円	95 千円
管理職手当	・ 役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	同	-	2,976 千円	744 千円
管理職員特別 勤務手当	・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に 6時間以上勤務した場合 のほか、週休日等以外の 日の午前0時から午前5時 までの間であって正規の 勤務時間以外の時間に勤 務した場合、役職に応じ 6,000円~12,000円 (3時間未満の場合はこ の額の50/100)	同	ı	38 千円	19 千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務 時間中に勤務した全時間 に対して、勤務1時間当 たりの給与額に100分の 135を乗じて得た額	同	-	96 千円	16 千円
宿日直手当	宿直手当4,200円/回 日直手当5,250円/回 (執務時間が午前8時30 分から午後0時30分まで と定められた日及びこれ に相当する日に行われた 場合は、2,630円)	異	支給単価	0 千円	0 千円

#### (3) 下水道事業

#### ① 職員給与費の状況

決算

<u> </u>					
	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
区分		質収支		職員給与費比率	令和4年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
DE年度	千円	千円	千円	%	%
R5年度	2, 121, 019	392, 561	68, 933	3. 2	3. 2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費24,156千円を含まない

区	<u>ب</u>	職員数	給	ì		与	費	一人当たり
	77	A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
DEÆ	ı#:	人		千円	千円	千円	千円	千円
R5年	及	14	55	, 402	14, 583	23, 855	93, 840	6, 703

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない
  - 2 職員数は、2024(令和6)年3月31日現在の人数

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (2024(令和6)年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
下 水 道 事 業	43.0 歳	324, 753 円	428, 314 円

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 (2024(令和6)年4月1日現在)

/ 朔木丁曰 勤旭丁曰	(2024(1)140)+4
下 水 道	事 業
1人当たり平均支給額(R5年	~ **
	1,704 千円
(R5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分
( 1.375 ) 月分	( 0.975 ) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等に	よる加算措置
役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合

#### イ 退職手当(2024(令和6)年4月1日現在)

	下	水	道	事	業	
(支給率)		自己者	『合		勧奨・定	年
勤続20年		19.669	5	月分	24.586875	月分
勤続25年		28. 039	5	月分	33.27075	月分
勤続35年		39. 757	5	月分	47.709	月分
最高限度額		47.70	9	月分	47.709	月分
その他の加算措置	定年	F前早	期退耶	<b></b> 散特例	昔置	
	(2	2%~20	)%加	算)		
(退職時特別昇給			無	L		)
1人当たり平均支約	合額			0 千円	1	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2023(令和5)年度に退職した職員に支給された平均額

#### ウ 地域手当(2024(令和6)年4月1日現在)

支給実績	責(R5年度決算)			1,806 千円	1	
支給職員1人当たり	平均支給年額(R			129 千円	7	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	員数	国の制度	(支給率)	
7級地 (伊賀市)	3 %		14 人		3	%

#### 工 特殊勤務手当(2024(令和6)年4月1日現在)

117/120000 1 - (-		/ 4 = 1. /4   1.				
支給実績 (R5年度決算)				921 千円		
支給職員1人当たり平均	支給年額(R5年度		66 千円			
職員全体に占める手当支	給職員の割合(R5		100.0 %			
手当の種類 (手当数)			3 種類			
手当の名称	主な対象職員		主な支給対象業務	支給単価		
企業手当	企業職員			300円/日		
現場手当	企業職員	現場作業	100円/日			
緊急作業手当	企業職員	呼出しに応じ緊急作	呼出しに応じ緊急作業			

#### 才 時間外勤務手当

支	ŕ	合	実	績	(	R5	年	度	決	算	)	6,003 千円
職	員	1 .	人当	たり	平均	支 給	年 額	( R5	年 度	決	算)	546 千円
支	ŕ	合	実	績	(	R4	年	度	決	算	)	5,351 千円
職	員	1	人当	たり	平均	支 給	年 額	( R4	年 度	決	算)	412 千円

#### カ その他の手当 (2024(令和6)年4月1日現在)

カ その他の手当	(2024(令和6)年4月	1 日現在) 			
手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等(子以外) 6,500円	同	-	3,134 千円	313 千円
住居手当	借家・借間を借り受け、 月額16,000円を超える家 賃を支払っている職員に 支給 限度額28,000円	同	-	0 千円	0 千円
通勤手当	交通機関(電車・バス 等)利用者 限度額55,000円以内 交通用具(自動車・バイ ク等)利用者 2,500円~29,800円	一同	-	1,375 千円	98 千円
管理職手当	・役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	同	-	1,680 千円	840 千円
管理職員特別 勤務手当	・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合のほか、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間にじ6,000円~12,000円(3時間未満の場合はこの額の50/100)	同	-	22 千円	11 千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務 時間中に勤務した全時間 に対して、勤務1時間3 たりの給与額に100分の 135を乗じて得た額	同	-	35 千円	12 千円
宿日直手当	宿直手当4,200円/回 日直手当5,250円/回 (執務時間が午前8時30 分から午後0時30分まで と定められた日及びこれ に相当する日に行われた 場合は、2,630円)	異	支給単価	0 千円	0 千円

### 6 特別職の報酬等の状況 (2024(令和6)年4月1日現在)

	区	5.	}	給料	ŀ	月		額	等
	市		長		924,000	円			
	111		X		924,000	H			
給	副	市	長		716,000	円			
料	教	育	長		591,500	円			
	上下水	道事業	管理者		570,000	円			
±n	議		長		530,000	円			
報	副	議	長		467,000	円			
酬	議		員		423,000	円			
	市		長	(R5年度支給割合)					
	副	市	長	期末	手当 3.6	月分			
期末	上下水	道事業	管理者						
木手	教	育	長	期末	手当 2.45	月分	勤勉手当	2.05月分	
当	議		長	(R5年度支給割合)					
	副	議	長	期末	手当 3.3	月分			
	議		員						
				(算定方式)				り手当額)	(支給時期)
退職	市		長	退職時給料月額×在職年				32,000 円	任期毎
手	副	市	長	退職時給料月額×在職年				19,200 円	任期毎
当	教	育	長	退職時給料月額×在職年				49,000 円	任期毎
	上下水	道事業	管理者	退職時給料月額×在職年	数×100分	か200	4,5	60,000 円	任期毎

<sup>(</sup>注) 1 期末手当基礎額の報酬月額は、20%の加算措置あり 2 退職手当の在職年数について、1年未満の端数月があった場合これを切り捨てる 3 教育長には、別途、扶養手当を支給

## 7 職員数の状況

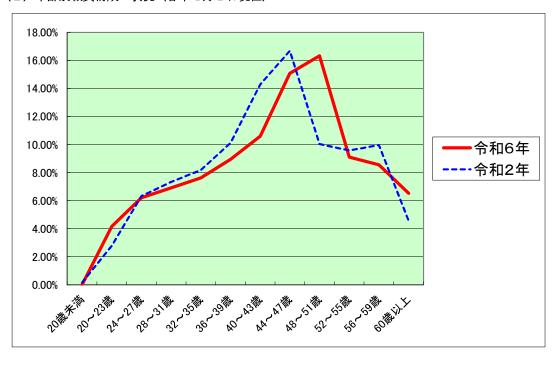
#### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区	分	職	į	数		対前年	主 な 増 減 理 由
部	門	_		令和5年	Ē	令和6年	Ē	増減数	主な増減理由 
		議	숲	7	人	7	人	0 人	
		総務	<ul> <li>企画</li> </ul>	188	人	189	人	1 人	事業拡充等
		税	務	36	人	34	人	△ 2 人	職員派遣の終了、人員の適正配置
		労	働	0	人	0	人	0 人	
	般	農林	水産	29	人	30	人	1 人	人員の適正配置
	行	商	エ	12	人	15	人	3 人	企業誘致の強化
普	政	土	木	64	人	61	人	△ 3 人	産業用地整備事業の縮小、人員の適正配置等
通	部門	民	生	248	人	241	人	△ 7 人	人員の適正配置
通会計	[1]	衛	生	56	人	57	人	1 人	人員の適正配置
部		小	計	640	人	634	人	△ 6 人	<参考>
門									人口1万人当たり職員数 74.3 人
									,
		教育部	8門	91	人	86	人	△ 5 人	技能職員の不補充等
		消防音	8門	171	人	174	人	3 人	消防活動体制の強化
		小	計	902	人	894	人	△ 8 人	<参考>
									人口1万人当たり職員数 104.8 人
公	折	対	院	278	人	279	人	1 人	診療体制や病院管理体制の強化等
営会	7.	k	道	31	人	27	人	△ 4 人	料金徴収関連業務の民間委託
企計	-	下水	道	13	人	13	人	0 人	
業部	4	そ の	他	32	人	32	人	0 人	
等門	等門 小 計 354 人		351	人	△ 3 人				
	合 計			1, 256	人	1, 245	人	△ 11 人	
									<参考>
				[ 1,288 )	.]	[ 1,354 人	.]	[66人]	人口1万人当たり職員数 145.9 人

- (注) 1 この表は、総務省地方公共団体定員管理調査によるもので、再任用短時間勤務職員、一部事務組合派遣職員を除く
  - 2 [ ]内は、条例で定められた各部局の職員定数の合計

#### (2) 年齢別職員構成の状況(各年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		}	}	>	}	}	}	}	>	}	}		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
R 6年	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	53	79	88	97	114	135	192	208	116	109	83	1, 274

<sup>(</sup>注) 再任用職員及び一部事務組合派遣職員を含む

#### (3) 定員管理の状況

職員数については、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという地方自治法の基本理念にのっとり、地方公共団体が自らの権限と責任において適正に管理しなけ ればならないものです。

市では、合併により抱えた過剰人員の適正化を図るため、定員適正化計画に基づき2014(平成26)年度までの10 年間、人員削減に取り組んできました。人員削減により人件費の抑制効果を上げてきましたが、行政改革との歩調のずれから各職場で人員不足感が生じるとともに、行政職における年齢構成の歪みが顕著となり、将来の組織 運営に影を落とす状況となりました。

そうしたことから、2015(平成27)年度からは、「ムダのない行政運営」を進めるための「効率的な定員管理 を基調としながら、民間の経営手法や民間活力の導入などの行政改革との同調を意識した定員管理方針を策定 「ムダのない行政運営」を進めるための「効率的な定員管理」 し、柔軟な定員管理をすることとしました。同方針では、類似団体別職員数などの指標を他市と比較し、消防を除く普通会計において、行政改革の進捗に合わせながら、再任用短時間勤務職員を活用することなどにより10年 間で約80人の人員削減を目標としました。その結果、2023(令和5)年度までに56人を削減し、目標達成率は 70.0%となりました。

しかしながら、2023 (令和5)年度から定年年齢が段階的に引き上げられることとなり、今後60歳を超える職員の割合が増加していくとともに、経過期間中において定年退職者が発生しない年度が生ずることとなるなど、これまでの定員管理方針では前提としていない環境の変化があったことから、2024 (令和6)年度に定員管理方 針を見直しました。見直し後の定員管理方針では、概ね、向こう10年間は、団塊ジュニア世代の大量退職に備え、定年年齢が65歳に達する2032 (令和14) 年4月1日時点で現在と同程度の職員数となるよう、平準化した前 倒し採用を行いながら、行政改革の進捗に合わせて柔軟に定員管理を行うこととしています。

#### 定員管理方針上の部局別職員数の実績と推計

(各年4月1日現在)

▲ 15 人

部門	区分	令和5年 (実績値)	令和6年 (実績値)	令和15年 (推計値)	令和5年~令和15年 年度間比較
普通	一般行政部門	640 人	634 人	644 人	4 人
通会	教 育	91 人	86 人	72 人	▲ 19 人
会計	消防	171 人	174 人	199 人	28 人
普	通会計 計	902 人	894 人	915 人	13 人
公営企業	英等会計部門 計	354 人	351 人	397 人	43 人
	総合計	1,256 人	1,245 人	1,312 人	56 人

731 人 716 人

※定員管理の対象は、消防を除く普通会計の職員としています。 各年度「普通会計 計」から「消防」を減じた数値が「定員管理方針職員数」となります。

720 人

#### 8 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について (2008(平成20)年度策定)

技能労務職員については、当面退職者の補充を控えながら、行財政改革大綱の重点項目に掲げる民間参入等の推進に 沿って、指定管理者制度の導入など業務の一部民間委託の検討を進めつつ、市民サービスの低下を招くことのないよう適 正な人員配置を行い、行財政改革大綱及び定員適正化計画に基づき、一般行政職員を含め職員数及び給与等の適正化 への取り組みを推進していきます。

#### (1)給料について

定員管理方針職員数

技能労務職員の給料については、国の行政職給料表(一)表を基礎とした独自の給料表(4級制)により運用しており、基 礎となる国の給料表が改定された場合は、同様の見直しを行い、適正な給料への改正を実施します。

諸手当については、住民の理解と納得を得られるものとなるよう、制度の趣旨に照らし見直しについて検討する必要があり ます。特殊勤務手当については、2004(平成16)年11月の市町村合併の際に大幅な見直しを行いましたが、一般行政職員 を含め、勤務の実績をより正確に反映した適正な支給に向けて検討を行っていきます。

毎年1月1日に前年1年間の勤務実績に応じ4号給を標準として行っている昇給について、一般行政職員同様に55歳以上 から2号給として昇給抑制を行っていきます。

技能労務職員の定年退職等により、今後職員数の不足が懸念されます(2013(平成25)年4月1日現在で138名(再任用職 員を含む。)になる見込)が、業務のあり方等の見直し検討を計画的に行いつつサービスの低下を招くことのないよう、民間 委託や臨時嘱託職員での対応等の検討のほか、事業主としての法的責務から障がい者の自立支援に向けた雇用の推進を 図るため引き続き検討を進める障がい者採用の中で、必要な人員の確保に努めながら円滑な移行を図ります。

# 4 勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00~13:00

※市民病院や消防署などでは交替 制勤務があるため、週38時間45 分を基本に上記と異なる就業時間 となります。

#### (2) 休暇制度の概要

区 分	種類	内 容
年次有給休暇		1 暦年 20 日
病気休暇	公務傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認め
		る期間
	私傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認め
		る期間(90 日以内、ただし結核は1年以内)
特別休暇	選挙権その他の公民としての権利行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行
		使する場合で、その勤務しないことがやむを
		得ないと認められるとき 必要と認められ
		る期間
	証人等としての裁判所等への出頭	職員が裁判員等として国会、裁判所、地方公
		共団体の議会その他官公署へ出頭する場合
		で、その勤務しないことがやむを得ないと認
		められるとき 必要と認められる期間
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望
		者としてその登録を実施する者に対して登
		録の申出を行い、又は骨髄移植のため親族等
		以外の者に骨髄液を提供する場合で勤務し
		ないことがやむを得ないと認められるとき
		必要と認められる期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会
		に貢献する活動を行う場合 1暦年5日以
		内
	結婚休暇	職員が結婚する場合で結婚式、旅行その他の
		結婚に伴い必要と認められる行事等のため
		勤務しないことが相当であると認められる
		とき 7日以内

区 分	種類	内 容
特別休暇	不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のために勤務
		しないことが相当であると認められるとき
		1暦年5日以内(体外受精及び顕微授精の場
		合は10日以内)
	妊娠通勤時間	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の
		混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影
		響を与える程度に及ぶものであると認めら
		れるとき 正規の勤務時間の始め又は終わ
		りにおいて1日1時間以内の期間
	妊産疾病休暇	妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため
		勤務することが著しく困難であると認めら
		れるとき 14日以内
	育児参加休暇	配偶者が出産する場合に、その出産に係る子
		または小学校就学までの子を養育する職員
		が、これらの子の養育のために勤務しないこ
		とが相当と認められる場合 5日以内
	産前・産後休暇	産前・産後各8週間(多胎は産前14週間)
	保育時間	生後1歳に満たない子を保育のために必要
		と認められる時間 1日2回それぞれ30分
		以内
	配偶者出産休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相
		当であると認められる場合 2日以内
	子の看護休暇	中学校就学の終期に達するまでの子を養育
		する職員がその子の看護のため勤務しない
		ことが相当であると認められる場合 1暦
		年5日以内(ただし中学校就学の終期に達す
		るまでの子が2人以上の場合は10日)
	短期介護休暇	負傷、疾病または老齢により日常生活を営む
		のに支障がある者の介護をするため、勤務し
		ないことが相当であると認められる場合
		1暦年5日の範囲内の期間(ただし、要介護
		者が2人以上の場合は10日)
	忌引	職員の親族が死亡した場合で職員が葬儀、服
		喪その他の親族の死亡に伴い必要と認めら
		れる行事等のため勤務しないことが相当で
		あると認められるとき 配偶者・父母7日、
		子5日、兄弟姉妹3日など

区 分	種類	内 容
特別休暇	父母の祭日	職員が父母の追悼のための特別な行事のた
		め、勤務しないことが相当であると認められ
		る場合 1日以内
	夏季休暇	盆等の諸行事、心身の健康の維持・増進また
		は家庭生活の充実のため勤務しないことが
		相当であると認められる場合 5日以内
	災害による住居の滅失および損壊	地震等の災害により職員の現住居が滅失し、
		又は損壊した場合で職員が当該住居の復旧
		作業等のため、勤務しないことが相当である
		と認められるとき 7日以内
	災害等による通勤困難	地震等の災害又は交通機関の事故等により、
		出勤することが著しく困難であると認めら
		れる場合 必要と認められる期間
	災害時の退勤途上の危険回避	地震等の災害時において、職員が退勤途上に
		おける身体の危険を回避するため勤務しな
		いことがやむを得ないと認められる場合
		必要と認められる期間
	生理休暇	女子職員が生理日において勤務することが
		著しく困難であるとして休暇を請求したと
		き 2日以内
介護休暇	配偶者等の介護 (無給)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、
		3年を超えない期間内において必要と認め
		られる期間
組合休暇	職員団体の業務または活動に従事する 期間 (無給)	1 暦年 30 日以内

#### (3) 年次有給休暇の取得状況

職員には1年(暦年)あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。なお、新規採用など年の途中で新たに職員となった場合は、月数に応じて付与されます。残日数がある場合は、20日間を限度として翌年に繰り越すことができます。

2023(令和5)年1月1日~2023(令和5)年12月31日の職員一人あたりの平均取得日数は次のとおりです。

区 分	平均日数
市長部局等	12.5 日
消防部局	16.6 日
上下水道部局	13.5 日
教育委員会	8.2 日

# (4) 介護休暇の取得状況 (2023(令和5)年4月1日~2024(令和6)年3月31日)

E /\	市長部	市長部局等 消防部局		部局	教育委員会		上下水道部局		合	計
区分	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休暇の取得人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

# 5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況 (2023(令和5)年4月1日~2024(令和6)年3月31日)

(単位:人)

マハ	市長部	羽局等	消防部局		上下水道部局		教育委員会		合	計
区分	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業	12	47	0	1	0	0	0	1	12	49
育児短時間勤務	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
部分休業	1	51	0	2	0	1	0	0	1	54

(2) 配偶者同行休業の取得状況 (2023(令和5)年4月1日~2024(令和6)年3月31日)

区分	市長部局等		消防部局		上下水道部局		教育委員会		合	計
<b>上</b> 刀	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
配偶者同行休業の取得 人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### 6 分限処分及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分の状況

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任、休職及び降給があります。

パートタイム会計年度任用職員を含む、2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日までの分限処分の状況は次のとおりです。

	処分の種類 処分事由	免職	降任	休職	降給	合計
市長部局等	人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、 勤務実績がよくない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	93 (26)		93 (26)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員 を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小計	0	0	93 (26)	0	93 (26)
消防部局	人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、 勤務実績がよくない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	6(1)		6(1)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員 を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小 計	0	0	6(1)	0	6(1)
上下水道部局	人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、 勤務実績がよくない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	6(3)		6(3)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	1(1)			1(1)
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員 を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小 計	0	1(1)	6(3)	0	7(4)
教育委員会	人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、 勤務実績がよくない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	8(4)		8(4)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員 を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小 計	0	0	8(4)	0	8(4)

	人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、 勤務実績がよくない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	113 (34)		113 (34)
計	職に必要な適格性を欠く場合	0	1(1)			1(1)
FI	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員 を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	総計	0	1(1)	113 (34)	0	114 (35)

※( )内は、実人数

#### (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

市民の皆様からの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、 不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

パートタイム会計年度任用職員を含む、2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日までの懲戒処分の状況は次のとおりです。

	処分の種類 処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局等	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	2	0	1	3
	小 計	0	2	0	1	3
消防部局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
上下水道部局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
教育委員会	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
計	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	2	0	1	3
	総計	0	2	0	1	3

#### 7 服務の状況

#### (1) 職務に専念する義務の概要

職員は、法令や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてを その職責遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の 遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

#### (2)消防団員との兼職の状況

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第 10 条の規定により、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、消防団員との兼職が認められています。兼職している職員は、2023(令和5)年4月1日から 2024(令和6)年3月31日までで52人でした。

また、勤務時間中における消防団の消火活動等については、承認を得て職務に専念する義務を 免除される場合があります。

#### (3) 営利企業等への従事の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を 営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することができません。

2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日までの営利企業等への従事の状況は次のとおりです。

地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、	任命権者の許可を受けて兼業している者

区 分	人数	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その	1 1	株式会社取締役
他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねている者	1人	休八云仙以柿仅
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者	10 人	生産物販売・太陽光電気販売等
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者	21 人	統計調査指導員等

#### (4) 倫理の確保について

職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、2023(令和5)年4月1日から 2024(令和6)年3月31日までの間に次に掲げる通達等を行いました。

また、2005(平成 17)年 12 月に、伊賀市職員公益通報条例を制定しており、その中でも、職員 が遵守すべき倫理原則等を改めて規定しています。

日付	内	発信者
2023(令和5)年4月13日	飲酒運転の防止徹底について	副市長
2023(令和5)年6月23日	交通法規の遵守及び自動車等の安全運転の励行について	副市長
2023(令和5)年7月20日	全体の奉仕者たる自覚に基づく公務員倫理の徹底について	副市長
2023(令和5)年12月8日	職員の年末年始の綱紀粛正について	副市長
2023(令和5)年12月25日	飲酒運転の防止徹底について	副市長

#### 8 退職管理の状況

#### (1) 退職管理の概要

#### ○元職員による働きかけの規制

地方公務員法第38条の2の規定により、離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在籍していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする(しない)ように、働きかけることが禁止されています。

- ・規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。
- ・元職員から働きかけを受けた職員は、公平委員会にその旨を届け出る義務があります。

#### (2) 退職管理に係る届出状況 (2023(令和5)年4月1日~2024(令和6)年3月31日)

届出等の種別	件数
再就職者による依頼等の承認	0件
公平委員会への通報	0 件

# 9 研修の状況

# (1) 職員研修の実施状況

2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日までに実施した研修は、次のとおりです。

9。 研修名	日数	受講者数
【独自研修】		
新規採用職員前期研修	3日間	52 人
防災研修(新規採用職員対象)	1日間	上記に含む
メンタルヘルス研修(新規採用職員対象)	1日間	47 人
新規採用職員後期研修	1日間	18 人
管理職研修	1日間	14 人
係長級研修	1日間	44 人
主任級研修	1日間	43 人
普通救命講習	2 日間	55 人
再任用職員研修	1日間	9人
議会対応力向上研修	2 日間	49 人
接遇研修	1日間	53 人
コンプライアンス研修	3 日間	156 人
ハラスメント相談等に関する研修会	1日間	30 人
メンタルヘルス研修	1日間	34 人
法制執務研修(入門編)	1日間	12 人
庶務担当者研修(動画視聴)	_	_
伊賀地域インターネット差別表現書き込みモニタリング事業	42 日間	22 人
人権・同和問題研修【基礎編】第Ⅰ期(前期)	1日間	52 人
人権・同和問題研修【基礎編】第Ⅰ期(後期)	1日間	25 人
人権・同和問題研修【基礎・応用編】第Ⅱ・Ⅲ期 (動画視聴及びレポート提出)※パートタイム会計年度任用職員含む	_	1,746人
人権・同和問題研修【特別研修】第Ⅲ・Ⅳ期	2 日間	92 人
人権・同和問題研修【実践編】第IV期 (コンプライアンス研修内で実施)	3 日間	156 人
フィールドワーク研修(主任)【いがまち人権センター】	1日間	17 人
共同研究グループ研修	_	8人
【人権・同和派遣研修】		
第 27 期三重県人権大学講座	16 日間	4 人
【三重県市町総合事務組合主催派遣研修】		
ワンステップ研修 I (基礎研修)	3 日間	19 人
ワンステップ研修Ⅱ (地方自治法・地方公務員法)	1日間	19 人
ワンステップ研修Ⅱ (公文書基礎研修)	1日間	19 人
ワンステップ研修Ⅲ(福祉体験)	1日間	18 人
ワンステップ研修IV(自己改善)	2 日間	19 人

研 修 名	日数	受講者数
ツーステップ研修 I (セルフコントロール)	1日間	14 人
ツーステップ研修Ⅱ (アサーティブコミュニケーション)	1日間	4 人
ツーステップ研修Ⅲ (接遇対応・クレーム対応)	1日間	19 人
ツーステップ研修IV(事務ミス防止)	1日間	19 人
スリーステップ研修 I (タイムマネジメント)	1日間	2 人
フォーステップ研修 I (情報活用力)	1日間	6 人
フォーステップ研修Ⅱ (業務改善)	1日間	4 人
マネージャー研修【新任課長級】(コーチング)	1日間	6 人
マネージャー研修 II 【係長級】 (政策形成能力)	2 日間	3 人
部下マネジメント研修	1日間	4 人
リーダー研修【新任課長級】(管理職の心構え・マネジメント)	1日間	2 人
リーダー研修【課長級】 (リスクマネジメント)	1日間	3 人
リーダー研修【課長補佐級】 (ハラスメント)	1日間	2 人
モンスタークレーマーへの対し方ハードクレーム研修	1日間	7人
法制執務研修 (初級編)	1日間	20 人
政策法務研修(実務編)	1日間	1人
トレンド研修	1日間	2 人
情報処理研修 (e ラーニング)	_	1人
プレゼンテーションスキル研修	1日間	1人
メンタルヘルス研修	1日間	2 人
人事評価者研修	1日間	2 人
コミュニケーション能力研修	1日間	1人
チラシ・パンフレットデザイン研修	1日間	7人
契約事務基礎研修	1日間	1人
公営企業会計研修	2 日間	3 人
税務実務研修(市町村税(個人税))	2 日間	3 人
給与実務研修	2 日間	2 人
監査委員研修	2 日間	3 人
不当要求対策研修	1日間	4人
選挙事務研修	2 日間	1人
訴訟対応研修	1日間	2 人
三重地方財政研修(入門編)	1日間	1人
三重地方財政研修(実務編)	1日間	1人
【その他派遣研修】		
JIAM「地域住民の防災力向上~平時からの取組~」	3日間	1人
JAMP「公共施設の総合管理」	5日間	1人
NOMA「わかりやすい住民監査請求の実務」	2 日間	1人
NOMA「議会事務局職員の基本実務と議員折衝・コミュニケーションにおけ		- 1
る留意点」	1日間	1 人

研 修 名	日数	受講者数
NOMA「人事評価結果の徹底した甘辛対策と処遇反映方法の見直し」	2 日間	1人
JIAM「住民税課税事務」	9日間	1人
NOMA「介護保険施設等における指導監督のポイント」	2 日間	2 人
NOMA「非強制徴収公債権と私債権の管理・回収事務」	2 日間	2 人
NOMA「公営住宅の滞納家賃・修繕費用等の回収実務」	2 日間	1人
NOMA「選挙事務管理事務の基本実務」	1日間	1人
NOMA「初心者のための年末調整実践講座」	2 日間	1人
JAMP「災害に強い地域づくりと危機管理①」	7日間	1人
NOMA「わかりやすい行政不服審査の実務」	2日間	1人
インソース「1日でわかる社会福祉法人会計の基礎実務」	1日間	1人
自治大:全国地域づくり人財塾	4日間	1人
インソース「ロジカルシンキング研修」	1日間	1人
インソース「コミュニケーション研修」	1日間	1人
インソース「仕事の実行力研修」	2日間	2 人
インソース「タイムマネジメント研修」	1日間	1人
インソース「達成力強化研修」	1日間	1人

#### 10 福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務能 率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日までについては、次のような事業を行いました。

#### (1) 健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規定に基づき、事業者責任として、職員の安全 と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
一般健康診断	労働安全衛生法に基づき職員の健康診断を実施
その他健康管理事業	こころの健康づくりカウンセリング、ストレスチェックの実施
健康管理事業の決算額	7,913 千円

#### (2) 伊賀市職員共済会への補助金の状況

地方公務員法第 42 条に定められる地方公務員の厚生制度(職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項)を効率的・効果的に実施するため、伊賀市職員共済会の実施する下記の事業に対し助成しています。

補助対象事業			ŧ		事業の内容		
保		健		事		業	人間ドック受診費用助成、育児専門誌の配付 等
体		育		事		業	各種スポーツ大会参加費用の補助、スポーツクラブ活動助成
厚		生		事		業	文化クラブ活動助成、施設利用助成、カフェテリア給付
補	助	金	0)	決	算	額	19,414 千円

#### (3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については地方公務員等共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

区	分	事業主体	内 容
		   三重県市町村職員共済組合	組合員の医療費給付
井 済	制度	<u>一</u> 里乐印可们概具光值和口	退職者等に対する年金の給付等
一	削 及		育児休業手当金・介護休業手当金等の給付
		公立学校共済組合三重県支部	組合員の臨時の支出に対する資金の貸し付け
公務災害補償			2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年
		地方公務員災害補償基金三重	3月31日までの認定件数:24件(市長部局等
		県支部	21 件、消防部局2件、上下水道部局0件、教
			育委員会1件)

## 11 公平委員会の業務の状況

### (1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、また、処理する事務は、同法 第8条第2項において定められています。その主な内容は次のとおりです。

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
- ・職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること
- ・職員の苦情を処理すること

### (2) 公平委員会の業務の状況 (2023(令和5)年4月1日~2024(令和6)年3月31日)

業務の種別	要求件数	処 理 件 数
勤務条件に関する措置の要求	0 件	0 件
不利益処分に関する審査請求	0 件	0件